

青森県報

第二千四百十四号

平成十六年
十二月六日
(月曜日)

目次

規 則

青森県営住宅規則の一部を改正する規則……………(建築住宅課) ……一

告 示

軽油引取税に係る特約業者の指定……………(税 務 課) ……一

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し……………(同) ……二

道路の区域の変更……………(道 路 課) ……二

道路の供用の開始……………(同) ……三

公 告

開発行為に関する工事の完了……………(建築住宅課) ……三

規 則

青森県営住宅規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年十二月六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第六十七号

青森県営住宅規則の一部を改正する規則

青森県営住宅規則(昭和三十七年二月青森県規則第八号)の一部を次のように改正する。

別表多賀台団地の項中「百十四戸」を「百三十七戸」に改める。

附 則

この規則は、平成十六年十二月十七日から施行する。

告 示

青森県告示第七百十七号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七百条の六の四第二項の規定により、北海道知事、栃木県知事、東京都知事、愛知県知事、三重県知事、大阪府知事及び福岡県知事から次の者につき軽油引取税に係る特約業者の指定を行った旨の通知があったので、青森県税条例施行規則(昭和三十四年五月青森県規則第六十一号)第十四条の第二項前段の規定により告示する。

平成十六年十二月六日

青森県知事 三 村 申 吾

| 氏名又は名称 | 代表者の氏名 | 主たる事務所又は事業所の所在地 | 指定期間 年月日 |
|-----------------|--------|--------------------------|--------------|
| 南産業株式会社 | 南 修 | 北海道様似郡様似町栄町五 | 平成 一六・九・六 |
| 栃木三愛石油株式会社 | 中田 和也 | 栃木県宇都宮市陽東一の九 の二三 | 一六・一〇・一 |
| 東京三愛石油株式会社 | 川手 次男 | 東京都世田谷区中町二の一 の一 | " |
| 光徳商事株式会社 | 今泉 晃 | 愛知県安城市二本木新町一 の七の二二 | " |
| 三重県富田トラック事業協同組合 | 伊藤 平治郎 | 三重県三重郡川越町大字豊 田一色三三三の二 | 一六・一・一 |
| 近畿三愛石油株式会社 | 川手 次男 | 大阪府茨木市奈良町一八の 三〇 | 一六・一〇・一 |

| | | | |
|------------|-------|---------------------|---|
| 九州三愛石油株式会社 | 松藤 範幸 | 福岡県福岡市博多区博多駅東三の二の三一 | " |
|------------|-------|---------------------|---|

青森県告示第七百十八号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百条の六の四第九項の規定により、千葉県知事、富山県知事、静岡県知事、広島県知事、香川県知事、福岡県知事及び佐賀県知事から次の者につき軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しを行った旨の通知があったので、青森県県税条例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）第十四条の二第二項後段の規定により告示する。

平成十六年十二月六日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | |
|-----------|--------|-----------------|-----------|
| 氏名又は名称 | 代表者の氏名 | 主たる事務所又は事業所の所在地 | 指定取消年月日 |
| 江野沢石油株式会社 | 江野沢 晃 | 千葉県更津市江川四五七の八 | 平成一六・一〇・四 |
| 株式会社ヤギヤ | 小竹 三郎 | 富山県砺波市本町七の七 | 一六・八・一 |
| 玉藻石油株式会社 | 吉田 透 | 富山県砺波市東石丸六 | 一六・九・一 |

| 図面番号 | 道路の種類 | 路線名 | 変更の区間 |
|------|-------|---------|---|
| 1 | 県道 | 青森五所川原線 | 青森市大字羽白字野木和五八の七九から青森市大字羽白字野木和五八の八三まで |
| 2 | 県道 | 五所川原線 | 南津軽郡浪岡町大字浪岡字細田六〇の二九から南津軽郡浪岡町大字浪岡字細田六二の九まで |
| | | | むつ市大字関根字南関根五〇の一から |

| | | | |
|------------|--------|-----------------------|---------|
| 中部重燃料株式会社 | 黒田 和義 | 静岡県浜松市市野町六七 | " |
| 株式会社アブラヤ | 谷満 忠昭 | 広島県府中市目崎町七八三の七 | 一六・八・三 |
| 屋島登山鉄道株式会社 | 大西 文弼 | 香川県高松市屋島中町一四 | 一六・一〇・三 |
| 株式会社井手油店 | 井手 正男 | 福岡県大牟田市日ノ出町三丁目一の一 | 一六・八・三 |
| 鐘ヶ江石油株式会社 | 鐘ヶ江 清秋 | 佐賀県藤津郡塩田町大字馬場下甲一六九五の七 | " |

青森県告示第七百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十七年一月五日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十六年十二月六日

青森県知事 三 村 申 吾

| 変更の前後別 | 敷地の幅員 | 敷地の延長 | 備考 |
|--------|----------------------|------------|----|
| 前 | 六・五〇メートルから八・〇〇メートルまで | 四七九・〇〇メートル | |
| 後 | 二・二〇メートルから二・五〇メートルまで | 四八四・〇〇メートル | |
| 前 | 一・六四メートルから一・五〇メートルまで | 六一・五〇メートル | |
| 後 | 三・三〇メートルから三・二〇メートルまで | 六一・五〇メートル | |
| 前 | 四・五〇メートルから一・五〇メートルまで | 二〇六・〇〇メートル | |
| 後 | 一・五〇メートルから一・四〇メートルまで | | |

青森県告示第七百二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十七年一月五日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十六年十二月六日

青森県知事 三 村 申 吾

| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の日 |
|-----------------|--|----------|
| 青森県道 五所川原線 | 青森市大字羽白字野木和五八の七九から 青森市大字羽白字野木和五八の八三まで | 平成一六・三・六 |
| 青森県道 五所川原浪岡線 | 南津軽郡浪岡町大字女鹿沢字東花岡五四の七 から 南津軽郡浪岡町大字浪岡字細田六二の九まで | " |
| | むつ市大字関根字水川目四一〇から 下北郡東通村大字蒲野沢字浜ノ平一〇三まで | " |
| | 下北郡東通村大字蒲野沢字浜ノ平一〇二から | " |

| 3 県 道 | | 関根蒲野沢線 | | | | | | |
|--------------|--------------|--------------|-------------|--------------|-------------|--------------|-------------|--------------|
| 後 | 前 | 後 | 前 | 後 | 前 | 後 | 前 | 後 |
| 四一七・〇〇メートルから | 七一七・〇〇メートルから | 二一七・〇〇メートルから | 八七・〇〇メートルから | 二一七・〇〇メートルから | 八七・〇〇メートルから | 二一七・〇〇メートルから | 八七・〇〇メートルから | 四一七・〇〇メートルから |
| 二〇六・〇〇メートル | 二六〇・〇〇メートル | 二六〇・〇〇メートル | 五〇〇・〇〇メートル | 二六〇・〇〇メートル | 二六〇・〇〇メートル | 五〇〇・〇〇メートル | 二六〇・〇〇メートル | 二〇六・〇〇メートル |

| 青森県道 関根蒲野沢線 | | | | | | |
|----------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 下北郡東通村大字蒲野沢字浜ノ平一〇〇まで | 下北郡東通村大字蒲野沢字浜ノ平六五から | 下北郡東通村大字蒲野沢字浜ノ平六四まで | 下北郡東通村大字蒲野沢字浜ノ平四四から | 下北郡東通村大字蒲野沢字浜ノ平四〇まで | 下北郡東通村大字蒲野沢字浜ノ平三八から | 下北郡東通村大字蒲野沢字浜ノ平三五まで |
| " | " | " | " | " | " | " |

公 告

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律
第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十六年十二月六日

青森県知事 三 村 申 吾

| | |
|--|-------------------------------------|
| <p>開発区域（工区）に含まれる 地域の名称</p> | <p>開発許可を受けた者の住所及 び氏名（名称）</p> |
| <p>十和田市東十三番町二の四、四の八 から四の二〇まで、二〇の四五、二〇 の六〇から二〇の六二まで、二〇の八 六、二〇の一〇、二〇の一三、二〇の一 〇の二七三及び二〇の一七四、東十三 番町二の四先外（国有財産）</p> | <p>兵庫県神戸市中央区明石町三二一 株式会社カネマツ</p> |

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一
号 青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町三丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭